

近畿地方整備局事業評価監視委員会（平成26年度第4回） 議 事 録（速報版）

1. 日 時 平成26年12月15日（月） 10:00～12:00

2. 場 所 近畿地方整備局 第一別館 大会議室

3. 出席者

- 委 員 小林 潔司 委員長
江崎 保男 委員、駒林 良則 委員、正司 健一 委員、
寶 馨 委員、竹林 幹雄 委員、田中 等 委員、
中村 智彦 委員、藤本 英子 委員
- 専門委員 斎藤 峻彦 委員
- 近畿地方整備局
近畿地方整備局長、副局長、副局長、総務部長、企画部長、
河川部長、営繕部長、用地部長、建政部長、港湾空港部長

4. 議 事

(1) 開 会

(2) 事業評価監視委員会審議

[事後評価]

一般国道1号第二京阪道路
一般国道24号八条坊門立体交差
一般国道27号下山バイパス
大津地方合同庁舎

[再評価]

一般国道9号福知山道路
一般国道169号奥瀬道路（Ⅱ期）
日高港 塩屋地区国際物流ターミナル整備事業
柴山港 柴山地区避難港整備事業
熊野川直轄河川改修事業
淀川総合水系環境整備事業

淀川水系直轄河川改修事業

- ・淀川直轄河川改修事業
- ・淀川特定構造物改築事業（阪神なんば線淀川橋梁）
- ・桂川直轄河川改修事業
- ・瀬田川直轄河川改修事業
- ・野洲川直轄河川改修事業
- ・木津川下流直轄河川改修事業
- ・木津川上流直轄河川改修事業
- ・木津川上流直轄河川改修事業（上野遊水地）
- ・猪名川直轄河川改修事業

紀の川直轄河川改修事業

新宮川総合水系環境整備事業

5. 審議結果

[事後評価]

・ 一般国道1号第二京阪道路

審議の結果、「一般国道1号第二京阪道路」の完了後の事後評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針(案)のとおりでよいと判断される。

・ 一般国道24号八条坊門立体交差

審議の結果、「一般国道24号八条坊門立体交差」の完了後の事後評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針(案)のとおりでよいと判断される。

・ 一般国道27号下山バイパス

審議の結果、「一般国道27号下山バイパス」の完了後の事後評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針(案)のとおりでよいと判断される。

・ 大津地方合同庁舎

審議の結果、「大津地方合同庁舎」の完了後の事後評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針(案)のとおりでよいと判断される。

[再評価]

・ 一般国道9号福知山道路

審議の結果、「一般国道9号福知山道路」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針(原案)のとおり「事業継続」でよいと判断される。

・ 一般国道169号奥瀬道路（Ⅱ期）

審議の結果、「一般国道169号奥瀬道路（Ⅱ期）」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針(原案)のとおり「事業継続」でよいと判断される。

・ 日高港 塩屋地区国際物流ターミナル整備事業

審議の結果、「日高港 塩屋地区国際物流ターミナル整備事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針(原案)のとおり「事業継続」でよいと判断される。

・ 柴山港 柴山地区避難港整備事業

審議の結果、「柴山港 柴山地区避難港整備事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針(原案)のとおり「事業継続」でよいと判断される。

• 熊野川直轄河川改修事業

審議の結果、「熊野川直轄河川改修事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。

• 淀川総合水系環境整備事業

審議の結果、「淀川総合水系環境整備事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。

• 淀川水系直轄河川改修事業

審議の結果、「淀川水系直轄河川改修事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。

• 紀の川直轄河川改修事業

審議の結果、「紀の川直轄河川改修事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。

• 新宮川総合水系環境整備事業

審議の結果、「新宮川総合水系環境整備事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。

以 上